

平成30年度
東京都動物愛護管理審議会
第3回小委員会
会議録

平成30年12月3日
東京都福祉保健局

(午前10時00分 開会)

○田島動物愛護管理専門課長 定刻となりましたので、ただいまから東京都動物愛護管理審議会第3回小委員会を開会いたします。

委員の皆様には、お忙しいところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、福祉保健局健康安全部動物愛護管理専門課長、田島でございます。

本日、町田市の田中課長におかれましては、議会对応中ということで、御欠席の旨御連絡いただいております。

では早速、健康安全部長の高橋より一言御挨拶申し上げます。

○高橋健康安全部長 皆様、おはようございます。週の初め、交通機関の遅れなどある中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

10月に、この小委員会を開催して早いところ3回目ということで、12月に入りました。1回目は、現在の動物愛護管理推進計画の進捗状況、また、今後の施策の方向性について御議論いただきました。

また、2回目は、その施策の中核的な拠点となる動物愛護相談センターについて、そのあり方について、1回目の議論を踏まえて重ねて議論をいただきました。

本日は、中間の報告、そのまとめに入っていきたいと思っております。本日もどうぞ皆様から、ぜひ活発な御議論をよろしく願います。

○田島動物愛護管理専門課長 それでは早速、議事に入りたく存じますので、これからの進行につきましては、林委員長をお願いいたします。

○林委員長 おはようございます。それでは、前回は議事に入る前に注意事項を申し上げたんですが、この会議は原則公開となっております。資料及び議事録についても、原則公開ということで、よろしく御了解のほどお願いいたします。

それでは、議事次第に従って進めてまいります。まず、一括して事務局から関係資料の御説明をいただきます。その後、質疑をまとめて行うということで進めたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お願いいたします。

○田島動物愛護管理専門課長 では、着席のまま失礼いたしますが、私から御説明いたします。

資料ということで、第1から第3まで、非常にボリュームの多い資料になっております。時間の都合もございますので、ポイントを絞って御説明いたします。

まず、第1ですけれども、東京都における動物愛護管理施策を取り巻く状況ということでまとめているものでございます。こちらにつきましては、統計値ですとか、そういった数値等を主に載せているところでございます。

まず、犬の個体数推計でございますが、犬の登録数につきましては、都の場合約52万頭ということで、横ばいになっております。

その次の(2)でございますが、犬、猫の推計から見た頭数につきましては、犬の登

録率が94.7%となっております。実態調査に基づくものですが、ちょっと高いかなという数字となっております。

続きまして、2番の猫の個体数の推計でございますが、平成29年度の実態調査によりますと、約107万頭という形になっております。

続きまして、動物による危害発生と苦情につきましては、こう傷事故が年間300件を上回って推移しているということで、苦情につきましても1万件を超えるという形になっております。加えまして、ペットが原因で何らかの迷惑を感じたことがある人は約7割にのぼっているということになっております。

続きまして、4番、動物の捕獲・収容、引取りでございますけれども、こちらにつきましては、捕獲・収容、引取りの総計は1,216頭で約66%減少しています。平成29年につきましては、子犬の引取りはございません。

ページを移っていただきまして、2ページ目になりますけれども、5の動物の返還、譲渡、致死処分につきましては、こちらに記載のあるとおりでございます。平成29年度は返還された頭数が191頭になっております。

返還・譲渡率につきましても、非常に高い数値で推移をしているところでございます。平成29年度の致死処分数につきましてもこのような数となっております。非常に数が少ないという状況で推移しております。

続きまして、動物取扱業に関する状況でございますけれども、(1)から(3)まで掲載してございます。

まず、第一種動物取扱業の登録数でございますが、4,715施設ということで、平成24年度から比べまして約800施設増加しております。内訳は保管業が最も多く、それに続いて販売業となっております。

第二種動物取扱業につきましては、現在85施設ということで、譲渡し業が79施設、最も多いという形になっております。

(3)動物取扱業における監視指導でございますけれども、平成29年度、延べ4,378件という形になっております。

続きまして、7番ですが、こちらが今回新しく盛り込んだ項目になりますけれども、動物由来感染症の発生状況ということで、狂犬病ですとか、狂犬病以外の動物由来感染症につきましても、記載をしているところでございます。

続きまして、1ページ、めくっていただきまして、8番、狂犬病の予防注射接種率でございますが、こちらにつきましても東京都は73.6%ということで、大体7割程度という形になっております。

続きまして9番目、災害時に備えた対策、こちら新しい項目ではございますが、こちらに記載のとおり、いろいろ課題があるということと、平成29年度の調査によりますと、ペットの災害対策をしていない飼い主さんは約4割強に上っていると。あわせて区市町村につきましても、対策マニュアルの整備を行っている区市町村は半数以下とい

う形になっております。

最後でございますけれども、10番目、動物愛護施策に関する都政への要望ということで、こちらも平成29年度に行いました都政モニターアンケートでは、適正飼養の徹底ですとか、業者への監視指導を望む都民の方が多かったという結果になっているところでございます。

続きまして、第2に入りますけれども、動物愛護管理推進計画における各施策の取組状況につきまして、簡単に御説明いたします。

まず、1番の動物の適正飼養の普及啓発と徹底でございますけれども、こちらに書いてありますとおり、まず(1)適正飼養・終生飼養に係る普及啓発の強化ということで、YouTubeですとか、推進員の能力向上のための研修会等を実施しているところでございます。

(2)犬の適正飼養の徹底につきましては、動物病院等での鑑札済票交付代行ですとか、譲渡関係講習会等でテキストとパンフレットを配布しています。こう傷事故防止のための動物教室を実施しているところでございまして、また、ドッグラン等、公共施設管理者と協力して環境保全等の保全を図るために、啓発、監視指導を行うとともに、推進員の協力のもと普及啓発を実施しているところでございます。

続きまして、(3)の地域の飼い主のいない猫対策の拡充でございますけれども、こちらにつきましては、包括事業等を使って対策を進めていただいているところでございまして、あわせて緊急促進事業も活用の上、取組を進めていただいております。

動物行政検討会におきましても、飼い主のいない猫対策事例集を作成して配布しておりまして、その他は活動者向けのリーフレットの作成ですとか、自治会等に配布をしているところでございます。あわせて、大型デジタルサイネージを活用して、動画による普及啓発も行っているところでございます。

もう1枚めくっていただきまして、不妊去勢手術の実態調査における数値は、こちらに記載のとおりでございます。一番最後になりますけれども、首輪・迷子札をつけている飼い主さんは、実態調査では7.1%で、23年度の実態調査からは減少しているという結果になっております。

続きまして、(4)多頭飼育に起因する問題への対応ということで、こちらに四つほど掲げてございます。基本的には、住民に身近な区市町村が主体となって対応していただいておりますが、支援を行っている対応が必要な事例もございますので、具体的な事例等の情報提供ですとか、過去にはアニマルホーダーをテーマとした研修会も開催しております。御案内のとおり、平成29年度から動物行政検討会において、多頭飼育問題に関する検討を行っているところでございます。

続きまして、(5)でございますけれども、動物の遺棄・虐待防止に関する施策といたしましては、こちらに書いてありますとおり、警視庁との連携等を進めて対応を行っています。あわせて啓発ポスターの作成、配布、デジタルサイネージを活用した普及啓

発、さらにセンターの職員の対応能力向上のため、環境省等々の研修の参加ですとか、科学的・客観的に動物虐待を評価するための研修に参加しているところがございます。

続きまして、(6) 適正飼養の普及啓発に係る動物愛護推進等の人材育成ということ、現在推進員の方を300名以上委嘱しております、動物愛護推進員と区市町村ですとか、推進員同士の協力関係を構築するために、活動分野別の情報を整理いたしまして提供しているところがございます。

また1ページめくっていただきまして、あわせて推進員の方々を対象とした研修会を行っております、情報共有を図るとともに、ホームページ等での提供ですとか、活動時に利用できるリーフレットを作成しているところがございます。

続きまして、(7) 小中学校等の教育現場での動物愛護管理の普及啓発活動への支援、こちらにつきましては先ほども御説明しましたが、動物教室を開催ですとか、今年度からは民間業者に委託をして開催をしております。あわせて、センターにおける夏休み動物セミナーの開催ですとか、教育庁主催の教職員を対象とした講習会にセンター職員を講師として派遣をして、普及啓発を進めているところがございます。

続きまして、2、事業者等による動物の適正な取扱いの推進でございます。

まずは取扱業の監視の強化でございますけれども、現在4,700施設ある事業所に対しまして監視指導を実施しております。

(2) は、改善勧告ですとか業務停止命令も行っているところがございます。あわせて猫カフェに対する業務停止命令、登録取消しも行っているところございまして、それに伴いまして一斉監視を実施しているという状況でございます。

(2) 動物取扱業への指導事項の拡大ということで、こちらは取扱責任者研修におきまして、カリキュラムの追加ですとか、外部講師を招聘いたしまして、適宜周知徹底を図っているところがございます。あわせて、日齢規制の変更は、該当する業者に対して周知を徹底しております。センターが実施する講習会などにおきましても、専門学校の学生を対象に受入れを実施しており、それらの学校に対しまして、毎年適正飼養講習会の案内も送付しているところがございます。

1ページめくっていただきまして、(3) 特定動物飼養許可及び適正飼養の徹底でございます。こちらにつきましては、危険な動物を飼っている飼い主につきまして、許可基準の許可の取得ですとか届出等について周知をしております。あわせて飼い始めようとする都民に対しまして、事前相談の機会を通じて安易な飼養の防止等を図っているところがございます。毎年、許可者に対しましては、飼養状況調査を実施しております、過去起こった特定動物に係るニシゴリラ、ヒメハブの事故につきましては、発生時に立入調査を実施しているところがございます。

続きまして、(4) 産業動物及び実験動物の適正な取扱いへの対応でございますが、こちらにつきましては、畜産業者等に対しまして、家畜防疫等の観点から関係部署と連携をして、施設の管理等について監視指導を行っているという状況でございます。

次に、3、動物の致死処分数の更なる現象を目指した取組の推進でございますが、こちらにつきましては、（1）動物の譲渡拡大のための仕組みづくりにつきましては、登録譲渡団体専用の閲覧サイトを開設して、情報提供を進めたりですとか、YouTubeを用いた譲渡の普及啓発の紹介ですとか、御案内のとおり、ミルクボランティア等を活用した事業も開始しておりますし、負傷動物の譲渡に協力する団体に対しまして、必要な保護用具等も提供をしているところでございます。あわせて、平成28年度から動物譲渡促進月間を設定しまして、各種普及啓発の徹底を図っているところでございます。

最後に、動物情報サイト「ワンニャンとうきょう」も開設をいたしまして、種々の情報を提供しているという経緯がございます。

次に、（2）取扱動物の適正な飼養管理の確保でございますけれども、こちらは、動物愛護相談センターにおける動物福祉と動物の健康安全面を考慮した飼養管理を行っているということで、下の米印に書いてございますとおり、具体的な数値目標につきましては、平成29年実績において全て達成をしているという状況でございます。

また、1ページめくっていただきまして、最後、4番、災害対策をはじめとする危機管理への的確な対応というところに入ります。

（1）動物由来感染症への対応強化ということで、こちらにいくつか載せてございますが、動物由来感染症関係局連絡調整会議等を活用しまして、連絡体制の構築ですとか、動物における感染状況を把握するために、獣医師会様等と協力いたしまして、サンプリング調査、モニタリング調査を実施しているところでございます。あわせて、都内動物園におきまして、ふれあい動物を対象に病原体保有調査を実施しております。感染症検討会におきまして、調査の手法ですとか成果等についての検証を実施しております。

最後、（2）でございますが、災害時の動物救護体制の充実ということでこちらに記載がございます。都の総合防災訓練におきまして、獣医師会様や区市町村と協力をいたしまして、普及啓発を実施しております。あわせて、区市町村に対しまして、東京都の地域防災計画や支援避難所管理運営の指針等を提示いたしまして、取組を進めていただくように働きかけをしております。

過去平成26年から平成27年にかけてまして、動物行政検討会におきまして、災害対策に関する検討を行って、事例集を作成し、区市町村に配布いたしました。

最後は、現地動物救援本部等の各構成団体と訓練を実施いたしまして、迅速に対応できる体制を構築しているところでございます。

ここで質疑応答という形でもよろしいですか。

○林委員長 わかりました。それでは、第3の次期推進計画に盛り込むべき主な事項については、この後、また説明いただいて、質疑応答をいただくということにします。

ここまでのところでいかがでしょうか。御質問あるいは御意見をいただければと思いますが。

○町屋委員 日本動物福祉協会の町屋です。よろしく申し上げます。

6 ページ目の動物取扱業の監視の強化のところで、都民からの苦情相談等に基づき、監視指導を実施とあるんですけれども、東京都の場合、もう国際都市だと思いますので、海外の方、他県の方からも結構苦情というのは上がってくるかと思しますので、都民からという小さなくくりじゃなく、全体に寄せられた苦情に対して対応していただければと考えております。

以上です。

○林委員長 よろしいですか。

ほかに、御意見ある人、はい、どうぞ。

○工藤委員 6 ページの(7)小中学校などの云々、この2番目の、平成30年度からは民間事業者を活用して動物教室を実施とありますけれども、民間事業者さんというのは、どういう事業者さんでしょう。

○田島動物愛護管理専門課長 実際、仕様書等を作成いたしまして、企画提案、いわゆるコンペを実施して、イベント業者さんといいますか、そういった形の方々、普及啓発につきましてもノウハウのあるところがございますけれども、そういった方々をお願いをして、企画の段階から私どもが参画をして、動物愛護センター職員の方にも過去の動物教室等のマニュアルやシナリオ等も参考にしながら、よくすり合わせた上で代行して行っているという形になっております。

○工藤委員 今、民間に色々な公園の管理とかも業務委託しておりますが、それと同じようなものになるのでしょうか。

○田島動物愛護管理専門課長 いわゆる第三者管理みたいな形ではないです。一応こちらで、こういった目的でという形で公募をさせていただいて、そこで業者を選定と行う形になりますので、いわゆる公園管理のようにまるっきり全委託するとか、そういったこととは性質が違うものです。

○工藤委員 今、幾つぐらいの業者が決まっているんですか。

○田島動物愛護管理専門課長 これは既に取組は進めておりまして。

○工藤委員 そうですか。幾つぐらいの数が……。

○田島動物愛護管理専門課長 9月から12月は60校で進めております。

○工藤委員 事業者さんが幾つぐらいですか、一つ。

○田島動物愛護管理専門課長 1事業者です。

○工藤委員 もう一つに決まっている。

○田島動物愛護管理専門課長 はい。

○工藤委員 なるほど。わかりました、ありがとうございます。

○林委員長 はい、どうぞ。

○平井委員 東京都獣医師会平井でございます。私も工藤先生の御質問のところにひっかかってしまったんですけれども、この民間事業者を活用しての教室ということですけども、例えばカリキュラムだとか、到達目標、その評価というのはどのようにされてい

るか、あるいは、どこかを見ればそれが見られるのか、教えていただければと思います。

○高橋環境保健衛生課統括課長代理（動物管理担当） 環境保健衛生課動物管理担当の高橋と申します。よろしく申し上げます。

動物教室につきましては、これまでも動物愛護相談センターで、職員が自前で行っていき。その中で動物愛護推進員の方々の御協力を得ながらやらせていただいたところなんですけれども、規模的なものに制限がかかってきてしまうということで、もう少し拡大して、規模もそうですし、内容のほうも充実できたらということで、今年度から委託という形で民間事業者さんをお願いしています。

内容的には、実は動物愛護相談センターで今までやってきたような内容と基本的には同じになっております。例えば、動物を慈しむ心を養うですとか、あとは、こう傷事故がやはり子供が多いということもありますので、特に犬の接し方、噛まれないようにするための接し方といったもの、それと、動物由来感染症の観点からの、例えば動物をさわった後にはしっかり手を洗いましょうねですとか、そういったところの軸は今までと同じにして、加えて民間事業者さんのプレゼンの力だとかを活用させてやっております。これをどこまで到達点にするかというのは、非常に難しいところはあるんですけれども、まずは、今年度は、今年初めということもありますので、アンケート調査などを見ながら、今後さらに、来年度ですとか、改善するような内容だとかといったところを決めていくのかなと考えております。

○平井委員 こういう事業というのが、アクティビティなのかエデュケーションなのかで、例えば、単にイベントということであれば、子供に動物だとかイラストを通じて、大事なポイントを伝えるということだけでもいいと思うんですけれども、やはりせっかくやるからには教育側ときちんと連携した上で、それをきちんと子供が理解して持ち帰って、また、さらに家庭でもその話をしてくれればより嬉しいですし、成果を評価するというんですか、そういったことを重ねていかないと、単にイベント化してしまっただけで、きちんと、教育として根づいていくというところ、改善していくということにつながらないのかなと感じました。

教育庁のほうでも推進事業として学校でのふれあい活動というのはやっていらっしゃると思うんですけれども、教育庁がやられるものと福祉保健局でやられるものとの、内容が違うのか、目的が違うのか、別の学校でやられているんだとは思いますが、その辺、ばらつきが起こったときに、子供たちとか学校側にとっては、同じ動物の活動なり教育なりなんだろうけれども、何か、そこに目標の違いとか水準の違いというのが出てくるのもあんまりよろしくないのかなと思ってしまいました。

ですので、こういう学校にかかわるものに関しては、教育側とのコミュニケーションですね、そういうものを持った上で、どのように子供たちに伝わったかを評価し、それを次年度につなげていくというカリキュラムのようなものも持たれた上で、継続的にその成果を見て、同じ学校でやるのであれば、学校がどういうふうに変わっていくかであ

るとか、そういうところを見られると、より効果的なのかなと感じました。

以上です。

○林委員長 ありがとうございます。

○高橋環境保健衛生課統括課長代理（動物管理担当） ありがとうございます。

補足で御説明させていただきますと、先ほど、この動物教室の業者を決める際に、企画提案方式のコンペ方式と申し上げましたが、その際には教育庁の方々にも御参加いただいて、教育の視点からでの評価というのもさせていただいてはおります。ありがとうございます。

○平井委員 ごめんなさい。これって取扱業の方がやっていらっしゃるんですか。

○高橋環境保健衛生課統括課長代理（動物管理担当） 取扱業ではないです。

○平井委員 実際に動物を使ってやっている。

○高橋環境保健衛生課統括課長代理（動物管理担当） 動物は使わないです。

○平井委員 使わない。わかりました、ありがとうございます。

○林委員長 ほかにいかがですか。

はい、どうぞ。

○友森委員 友森です。よろしくお願ひします。今の平井先生のお話を聞いてなんですけれども、私は、実際に動物教室に協力させていただいて、そのカリキュラムが子供たちにどの程度、レベルが合っているかとか、不安がありました。終わってからのアンケートとか感想はいただいている、お話したことはちゃんと伝わっているというのはわかったんですけども、動物教室の内容が少しレベル的に不足していたのではないかと感じたこともありましたので、事前のアンケートとか簡単なテストみたいなことをしていただいたりして、教室を受けた後にどれぐらい勉強になったかというのを評価していただけたらと思います。

○林委員長 何か、これ、よろしいですか。

恐らく、小中学校となると、小学校の低学年と高学年、中学校も全く違うんじゃないかと思うんです。基本は同じなんですけど、パフォーマンスなんかも、やっぱり本当に、小学校の低学年の子供が喜ぶようなパフォーマンスとともにできたら本当はいいんです。だから、将来的には動物と一緒にこの普及啓発活動をやるということは考えておられない。要するに、座学的なんですか。

○高橋環境保健衛生課統括課長代理（動物管理担当） 現在の動物教室は、動物は連れて行ってはいないです。以前、動物愛護相談センターが自前でやっていたときは、ふれあい犬という形で連れて行って、ふれあいをさせてという部分もあったんですけども、現在、収容動物も少なくなってきたということと、それと、どうしても低学年を対象にしてしまうと、生きた動物が来ると、かわいい、かわいいで終わってしまうというようなところもあって、私たちが意図するような、こう傷事故の防止ですとか動物由来感染症といった防止といったところが、なかなか伝わりづらい部分もあったんじゃないかとい

うところもあります。

それと、あとはやはり動物のストレスといったところも考えまして、センターが自前でやっていたころから、少しずつ動物を使わない動物教室というのを行っていました。委託するに当たっても動物を使わない動物教室という形で行っておりますので、今後もそのような形で動物は使わずに効果を高められるような、そういったものが展開できればなと考えております。

○林委員長 はい。よろしいですか。

ほかに。どうぞ。

○工藤委員 今、動物を使わないという動物教室というのは、もう、私もずっとそのほうがいいと思っておりました。というのは、特に、子供は、自分のことを振り返ってもかわいだけで終わっちゃうんですね。実物のかわいいワンちゃん、猫ちゃんが出てくると、今日はかわいかった、かわいかった、もう翌日には忘れてしまう。ですから、私は本当は文科省のカリキュラムに、指導要綱ですか、に動物愛護教育というものが、今入って、林先生、入っていませんよね、今、入っていないですね。本当は文科省のほうのカリキュラムに、小学生だったら小学生、時間をとって、動物愛護教育と、道徳とかの時間でもいいんですけども、きちんと座って、メモをとって、話を聞いて、初めてかわいだけじゃないんだというような、本当に、教育ができると思いますので、触れ合う場所って、結構、猫カフェさんも多いですし、たくさんあると思うんですね。ですから、教育というのはやっぱり、座って、落ちついて、メモをとって、よくお話を聞くというような方向でやっていただいたほうが、私は、個人的には、今の動物を使わないという方法は、とても私はうれしく思いました。

○林委員長 ほかにいかがですか、御意見は。

よろしいですか。

はい、どうぞ。

○平井委員 重ねてで恐縮なんですけれども、この動物の介在、活動化、教育化ですけれども、今後も引き続き継続されるということであれば、動物の介在教育の専門家に、一応やっていることを見ていただいたり、先ほど林先生おっしゃったように、6歳から13歳、14歳ぐらいまでの幅の中で、どういった伝え方の差をつくっているかとかというようなところを、レクチャーを受けながら継続していただくと、またそれも効果的になるのかなと思いました。

○林委員長 もう10年以上前になると思うんですが、東京都獣医師会で欧米の動物を用いた教育の、こんな厚い訳本をつくられた、今もあると思いますけれども、在庫まだあるんじゃないかな。小学校1年、2年からも3年、もう全然違っているんですね、プログラムが。だから、本当きめ細やかにやられたら、確かに、おっしゃるように、もう小学校1年とか2年生は、もう動物見ただけでキャーキャー言って、それでももうおしまいになっちゃうというのはよくわかるんですが。

だけど、中学生ぐらいはそうじゃありませんよ。だからもう、むしろ逆に、どういう接し方、これは実物の犬とか猫でなくとも、よく救急のときのお人形がありますね。人間でもあるのと、あと人工呼吸するかと。そういった犬のモデルで、ここからさわったりいけないとかね、そういうことというのは、やっぱりものがないと、座学だけじゃちょっとやっぱりだめなんじゃないかなという感じはします。本当に効果を上げるのであれば。

それと、やっぱり、これ民間業者大いに結構なんですけど、やっぱり本当にパフォーマンスが、都の方だけではできないパフォーマンスをやって、すごく印象づけるやり方というのは、やっぱりそういうノウハウをお持ちの方がやっぱりおられると思うんですね。博物館でも学習活動ってやっているのですが、オーストラリアの、日本の経団連が寄附したウエスタコンという、メルボルンにあるんですけども、そこは教育者と研究者と、もう一つは役者さんですよ、パフォーマンスをピシッとできる。この三者でないとプログラムを組まないんですよ。もうやっぱり、どんないいことを言っても子供が興味を持たなかったら聞いていませんから。だから子供に興味を持たせる、持たせ方というのが、やっぱりあれは本当プロなんですよね。そういう三者でやっていく対応を将来的にはできるようにしたほうがいいんじゃないかなという気はします。まず、学年によっては小学校1年から15歳まで、これはものすごく幅があります。少しずつ、ステップ・バイ・ステップでやって、考えていただければと思いますけれどもね。

ほかになれば。はい、どうぞ。

○友森委員 すみません。補足とお願いなんですけれども、今の動物教室の部分で、皆さん、先生方がやはり子供のステージに合わせた内容をというお話だったんですけれども、現在の動物教室は2年生だけが対象でやっていたんですね。そのため、どうしても2年生ぐらいだと危害防止が中心になっていて、それに少し動物愛護の内容が入るかなという感じだったので、できれば、今、せっかく業者さんが入ってくださって余裕ができてきたので、今後は高学年向けに、そういった取組もしていただけないかなと思っています。

○林委員長 はい、ありがとうございます。よろしいですか。

それでは、

○高橋環境保健衛生課統括課長代理（動物管理担当） すみません、よろしいでしょうか。

動物教室の御意見、いろいろいただきまして、ありがとうございます。

確かに、今委託しているところ、小学2年生を対象としているというところがございます。ほかの学年はどうなのかといったお話もありまして、確かに、今の現行のハルスプランでも発達段階に応じた普及啓発の検討とありまして、高学年だとか中学年だとかどうするのかというのは、まさに今手探り状態という形です。実際にはこちらから積極的にというよりは、依頼があればこちらから出向いて中学生で講話をしたりだとか、そういったところはやっておりますので、まさにそういったところを段階的に応じて、

どのような普及啓発を行っていくのかというのは、まさに今後の課題になってくるのかなと考えております。

○林委員長 ありがとうございます。

それでは、その次にまいりましょうか。

まず、事務局から御説明いただきます。

○田島動物愛護管理専門課長 では、第3、次期推進計画に盛り込むべき主な事項を御説明いたします。

こちらにつきましては、第1回の親会、審議会で、検討事項及びスケジュール等という形でお示しさせていただいた部分でございますけれども、施策の今後の取組のあり方ですとか、動物愛護相談センターのあり方というものも一つにまとめた資料になっております。したがって、二つの部分が各項目に溶け込んでいるというような状況になっております。

こちらにつきましては、主な事項ということで、新規に取り組むべき事項と現在既に取り組まれておまして、今後拡充すべき事項という形に分けて記載をしております。現在取り組まれています、今後拡充します事項というのは、基本的に文頭に「引き続き」というような文言で整理をさせていただいているところでございます。

では、早速御説明に入ります。

まず、1、動物の適正飼養の啓発と徹底につきまして御説明いたします。

(1) 適正飼養・終生飼養に係る普及啓発の強化、こちらにつきましては、動物取扱業者を通じました飼い主への普及啓発等の実施ですとか、動物愛護相談センターを中心とした飼い主がより適切な飼い方を学ぶ機会の提供、3番目が、こちら、委員から以前御指摘、御提言された部分を加味してございますが、獣医学や動物行動学等の知見、動物の飼養に係る法令・制度など、動物を適切に飼うために役立つ知識を専門家と連携し、わかりやすく提供をしていくこと。

4番目が、飼養に役立つ飼い主のための情報をワンちゃんとうきょうにおいて広く発信をしていくこと。

最後は、高齢者とペットの暮らしを支援するために、日ごろから心がけておくことを盛り込んだパンフレットを区市町村と協力して配布をするとなっております。

続きまして、(2) 犬の適正飼養の徹底でございますけれども、こちらにつきましては、引き続き犬の登録・狂犬病予防注射の確実な実施を促進するとともに、こう傷事故が多発している状況も踏まえた事故防止のための啓発を推進していくこと。

(3) の多頭飼育に起因する問題への対応といたしましては、こういった事例が発生した場合に、動物管理、生活衛生、福祉、地域保健、警察等の関係機関が、ケースに応じて迅速に協議の場を設定し、連携して対策をとるための対応手順等の整理ですとか、関係機関での情報共有を行うとなっております。

(4) 動物の遺棄・虐待防止に関する対策でございますが、こちらからも複数の意見、

委員から御意見、御提言いただいたところでございますが、海外の動物虐待防止機関における知見等も参考とした動物虐待が疑われる事例を把握した際に、的確に対応するための手順、手法等の確立と警察及び獣医療、地域保健等に係る関係機関との連携体制の強化という部分が記載されているところでございます。

続きまして、(5) 地域における適正飼養の推進のための人材育成ということで、こちらにつきましては、地域において飼い主に動物の適切な飼い方ですとか、しつけの方法等を教示・説明できる指導的な人材を確保・育成するための、センターにおける動物愛護推進員等を対象とした講習会等の実施という形になっております。

続きまして、(6) ですけれども、小中学校等の教育現場での動物愛護管理の普及啓発活動への支援ということで、こちらにつきましては、生命尊重等の心を小さいころから育むため、小学生等を対象とした動物教育の実施、お子様にわかりやすい教材の提供等による教育機関と連携した学習支援を展開するとなっております。

すみません、1 ページ進んでおりますが、引き続き、学校現場におきまして、動物の飼養方法等につきまして、区市町村と連携した教職員等に対する普及啓発も実施していくとなっております。

次に、2、動物の致死処分数の更なる減少を目指した取組の推進でございます。

(1) 地域における飼い主のいない猫対策の定着・普及、こちらにつきましては、飼い主のいない猫対策を地域住民の理解を得ながら円滑に進めるためのリーフレット等を用いた住民向け普及啓発ですとか、実施に当たってさまざまな工夫をした事例を掲載したガイドブックの関係者への配布を考えております。

続きまして、地域住民を含めた関係者の経営、協議会設置ですとか、実態調査、ボランティアや動物病院等の協力体制の構築等、地域の実情に応じた取組を行った成果等の情報を区市町村等に提供して、効果的な取組内容を普及していくことを考えております。

続きまして、(2) でございますが、譲渡拡大のための仕組みづくりという形になりますが、こちらにつきましては、動物譲渡促進月間における重点的な広報活動等によりまして、譲渡の取組の認知度向上を図るとともに、都や登録譲渡団体、ボランティア等、それと動物愛護に取り組む学生サークル等との交流等を設定いたしまして、譲渡活動の連携・協力の輪を拡大していくことを考えております。

続きまして、この部分も委員から御意見のあったところでございますが、センターにおける譲渡対象動物の情報の集約・提供を進めるとともに、譲渡を受けやすい環境を整備してまいります。

3 番目でございますけれども、ワンニャンとうきょうにおきまして、譲渡対象動物の情報ですとか、団体が開催するものを含めた譲渡会等の情報を広く発信して、譲渡機会を拡大してまいります。

4 番目でございますが、離乳前子猫の育成・譲渡ですとか負傷動物の譲渡等を、団体ボランティア等と協力して、譲渡が難しい動物の譲渡を促進してまいります。

最後、5番目でございますが、譲渡後も飼い主が適切な飼養を継続できるよう、高齢動物や負傷動物を含め、ペットの飼養に役立つ情報をワンニャンとうきょうにおいて発信するなど、譲渡後のフォローアップも充実してまいります。

(3)ですけれども、取扱動物の適正な飼養管理の確保ということで、三つほど記載しております。

まずはじめが、センターで引取り・収容した動物を健康な状態で譲渡ができるように、個体管理を基本として、動物のストレスへの配慮ですとか感染症の防止、治療の実施など、動物福祉の考え方を踏まえた飼養管理を実施してまいります。

二番目につきましては、飼養管理につきましては、当然ながら必要な設備ですとかスペースの確保、周辺環境等十分に考慮した使用環境を整備していくことを考えております。

最後ですが、センターにおきまして、引取り・収容した動物を譲渡に適した状態にするため、動物のしつけ等、必要な職員の専門能力の向上を図っていきたいと考えております。

続きまして、1ページくくっていただきまして、3番になりますけれども、事業者等による動物の適正な取扱いの推進になります。

こちら、(1)動物取扱業の監視強化ということで、3点ほど記載してございます。取扱業者ですとか施設数の増加、東京都の地理的な特性ですとか対象施設の分布状況等も十分に考慮いたしまして、監視指導の専管部門としての的確に対応するための体制を確保していきたいと考えております。

2番目といたしましては、法令違反につきましては厳正に対処いたしまして、問題のある事業者に対しましては、迅速かつ集中的・継続的な監視指導を行える体制を確保していきたいと考えております。

3番目ですけれども、効率的な監視指導の実施のため、ICTを活用した事業者情報の管理ですとか、センター各施設間で情報の共有を行うとともに、事業者評価に応じた監視指導を検討してまいります。

(2)業態の多様化に応じた監視指導と自主管理の促進でございます。こちらにつきましては、第一種動物取扱業の業態の多様化ですとか、展示業種の事業者の増加等を適切に対処するために、業態に応じた法令周知ですとか指導方法を検討いたしまして、効果的に監視指導を実施したいと考えております。

2番目ですけれども、苦情ですとかトラブルにつながるケースの要因分析を業態ごとに行いまして、事業者への周知ですとか、業者の自主管理、点検票の作成・配布等によりまして、事業者の自主管理を促進してまいります。

(3)特定動物飼養における適正飼養の徹底でございますが、こちらにつきましては、引き続き、特定動物の飼い主及び販売業者に対する監視指導の徹底を図るとともに、警察等の関係機関と連携をして無許可飼養を防止してまいります。

(4) 産業動物及び実験動物の適正な取扱いへの対応ということで、こちらにつきましても、引き続き、都が所管する畜舎等の監視指導体制を確保するとともに、区市保健所とも連携をした事業者への指導等を実施してまいります。あわせて、研究機関等に対して実験動物の適切な取扱いに係る普及啓発も実施してまいります。

最後になりますが、4番、災害対策をはじめとする危機管理への的確な対応の部分に入ります。

(1) ですが、動物由来感染症への対応強化といたしまして、引き続き、狂犬病発生を想定した訓練の実施によりまして、対応体制の実効性を検証するとともに、関係機関との連携を含め、必要な体制を確保してまいります。

続きまして、ペットを介在する動物由来感染症の発生状況や対策につきまして、動物病院ですとか獣医師会、獣医系大学等の研究機関と連携して調査研究を行いまして、飼い主等への普及啓発に推進してまいります。

次に、(2) 災害への備え・発災時の危機管理体制の強化でございますけれども、住民に身近な区市町村の担当窓口のほか、ペットフードや用品を扱う販売店、動物病院等の飼い主がよく利用する施設・事業者等を通じまして、飼い主に対して被災時に起こり得る状況ですとか、災害時の備えの重要性の普及啓発を推進してまいります。

最後、12ページ、2番目ですが、引き続き、災害時における獣医師会等の関係団体と連携をした対応体制の強化を図るとともに、ボランティアの受入れ・支援活動のための区市町村の体制整備ですとか、広域調整の仕組みづくりを推進してまいります。

最後の部分につきましては、複数の委員から御意見等を頂戴したところでございます。動物愛護相談センターは危機管理対応の基幹施設としまして、動物救護本部の設置ですとか関係機関との連絡、区市町村の支援等の役割を果たせるように、必要な機能を備えるとともに、リスク分散、他自治体への関係機関の協力要請なども視野に入れて、災害時の対応体制の強化を検討してまいりたいと存じます。

甚だ簡単ですが、説明は以上でございます。

○林委員長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。御質問、あるいは御意見。

はい、どうぞ、平井委員。

○平井委員 10ページの取扱動物の適正な飼養管理の確保というところの3番目なんですけれども、これ、動物を譲渡に適した状態とするためのしつけに必要な専門能力ということを職員の皆様が習得されるという、これはすごくいいことだとは思いますが、恐らく、犬のインストラクターの方、専門家の方にお話を伺えば、通常のしつけと問題行動の矯正というのは全く違う分野で、恐らく問題行動の矯正というのは、治療にもかかわってくるような高度なテクニックや内容というものが必要になってくると思います。

ですので、前回の会議でもちょっと議論になりましたけれども、どうしても職員の方

が何年かで異動してしまうという状況の中で、専門能力の向上を図る、何年か勉強をする、ようやく身につけたところにまた異動になってしまうというようなことも予想されるのであれば、ここの部分は、職員の方の専門能力の向上を図るとともに、例えば外部の専門家に協力を仰いだりであるとか、そういった外からのアドバイスというものも考えられるといいのかなと感じました。

○林委員長 よろしいですか。

どうぞ。

○町屋委員 平井先生のところの関連なんですけれども、10ページの取扱動物の適正な飼養管理の確保というところで、一番最初の丸のところ「個体管理を基本とした」という言葉が出てくるんですけれども、これは、受入れ制限を持つことのできない行政のシェルターでは、個体管理を基本とすることはかなり難しいことであり、危険なことだと思っています。

この後にある「感染症の防止」というのは、やはり群管理で行われるものになりますので、まず、この言葉自体が将来的にセンター運営に当たって、現場の職員を苦しめてしまうことになりかねないと考えています。ここのストレスへの配慮とか感染症の防止、治療の実施、これだけではないですよ、センターの役割としては。愛護だけにすごく寄り過ぎていて、管理というところがすごく忘れられているような気がいたします。

ですので、こういったところで、やはり公衆衛生とか、時には頭数制御、また、保護動物をケアするボランティアさんを入れるのであれば、そういった方々の管理ということも含まれますので、そういったことは全てシェルターメディスンという、前も何度もお話をしていますけれども、そういった学問に集約されるものであります。ですので、シェルターメディスンに基づいた飼養管理ということが、本当に的確で簡潔なことだと思っています。

個体管理というのをどうしても入れたいのであれば、これは本当に限定的なところになるかと思えます。それはどういったところかといいますと、やはり適性試験というんですかね、譲渡に適性である犬猫、クリアした、そういった子たちに関しては、こういった個体管理ということも言えるかとは思いますが、ただ、長くシェルターに置くことになるのであれば、これも行政のセンターに置くのではなくて、ホスターファミリーとか一時預かりボランティアさんに預けたほうが、本当に広い意味での動物福祉の実現ということにつながるかと思えます。

そういったところをもう一度考えていただきたいなというところと、上のほうに、(2)の譲渡拡大のための仕組みづくりのところ、離乳前子猫云々と、書いてあるところ、最初のほうはいいんですけれども、譲渡が難しい動物の譲渡を促進というのは、余りにも無責任なんじゃないかなと考えています。こういったしわ寄せというのが、民間の団体、新しい飼い主さんに負わせることにもなると思っていますので、ここでも管理という認識がなくなっている、薄くなっているのかなと考えているところです。

○林委員長 ありがとうございます。

中間報告に向けてとてもいい御意見をたくさんいただいていますけど、まだ時間ありますので、まだ発言されていない打越委員、それから栗原委員もそうですかね。もし何かあったら、ぜひおっしゃってください。

○栗原委員 すみません、私のほうからは9ページの犬の適正飼養の徹底というところで、現場で困っていますので、ちょっと教えていただけたらなというところなんですけれども、犬の登録ですとか、確実な実施を促進するということがあるんですけれども、この「確実な実施」といったところをちょっと教えていただきたいというところです。

市町村なので苦情をお受けするんですけれども、例えば、自分のところのマンションの、号数はわからないけれどもすごくうるさくて迷惑をしているとか、あちらのほうから聞こえてきて、多分隣の方だと思っただけでも大変困っているというようなところがあるんですけれども、なかなか、地域の中で、そういった話合いというコミュニケーションがとりにくいといったところで、保健所に苦情というように形で上がってくるとは思うんですけれども、例えば、こちらのほうで登録がなかったりしますと、なかなか飼い主さんへのお話というのでもできない状況になってしまう、あとマンションとかで、例えば管理人の方に、こういった登録だとか予防注射があるんですと御紹介するにしても、うちはペット不可ですと言われてしまうと、もうそこで、相談自体が途切れてしまったり、ということで、実態がなかなかつかめない、現場のほうで登録の実態がつかめないで苦情が上がってきているというところでとても困っています。そういったあたりの対応のヒントをいただけたらと思います。

○林委員長 いかがですか。

○小澤動物愛護相談センター多摩支所統括課長代理（監視第一区担当） 多摩支所の小澤です。お世話になります。

犬の飼い主苦情の御相談は、多摩地区と区とちょっと仕組みが違っておまして、実際隣の犬がうるさいというような御相談、各市町村でも対応をいただいているところなんですけれども、私どもでも実際現場に伺います。

一方で逆に、私どもでは登録注射の台帳を持っておりませんので、必ず市町村に情報を確認しつつ、現場へ行って、当然、登録注射のない場合、お話できればまず登録注射のお話もさせていただきます。おっしゃられたとおり、漠然とした苦情もあります。この辺からうるさいとか、どこのうちだかわからないけど、いつも鳴いているというような御相談いただくときはあるんですが、やはり、多摩支所から遠い市まで行って、うるさい家を探すということももちろん難しいですし、御相談いただいている方は365日24時間そこにいらっしゃるの、大変うるさい時間も御存じですが、我々が行ったときにはほんの一瞬ですので、そこで鳴いていなかったからこのうちは静かだとも言い切れませんし、対応には苦慮をしているところなんですけれども、当事者間での話合いというのももちろんおすすめはしています。行政が間に入って必ずしも解決することでは

ないということもあります。

一方で、ちょっとしたことで解決に至ることもありますので、その辺はケース・バイ・ケースで、多摩支所であれば市町村さんと連携しながら可能な限り対応をしたいなと思っているところです。

○林委員長 はい、どうぞ。

○金谷動物愛護相談センター所長 動物愛護相談センターの金谷です。個別に、発生してから即時対応するとか、それから個別の登録を促すというのももちろん大事なんですけど、やはり、まずは予防をするために、より体系的な取組みたいなことも必要ではないかと思います。例えば、私どもでかつてやった例ですと、社会福祉協議会で各支部ごとに、動物の問題も、犬の登録や狂犬病の注射等も当然含めてですけれども、それに関して、我々のほうから、例えば要望があれば講師を派遣して、現在の動物愛護管理行政等について、それから法的な仕組み等についてお話をさせていただいて、それが、例えば多頭飼育崩壊の問題とか、それから犬の登録の率の向上とか、そういうことにもつながるようなことがあるのかなというのの一つでございます。

そのほかに、先ほどマンションの管理組合のお話でしたが、かつて本所でやったことがあるのは、マンションの管理組合の団体さんのようなところから勉強したいというお話がございまして、そちらの方々にさまざまな情報提供とか協議をさせていただいたということがございまして、そのような機会を利用して、個別の苦情や問題が発生するも、加えて、その前の予防のためにさまざまな情報提供とか普及啓発をしていくということも重要ではないかと思います。

以上です。

○林委員長 よろしいですか。

はい。どうぞ。

○打越委員 全体構造にかかわるところで、話が少し複雑なので、ちょっとお時間をいただいて、皆さんでタブレットを御覧になっていただきながら説明したいと思います。

今日いただいた資料は、第2のところはこれまでの状況であって、大きな4本柱が、適正飼養、動物取扱業、致死処分の減少、危機管理ですけども、今後の見直しに入れていく柱立て、今後の目標は致死処分数の減少と動物取扱業の項目の順序がひっくり返っているんですね。

そこに関連して、タブレットの10月3日の第1回小委員会の資料、参考資料じゃなくて資料のほうです。5ページの全体構造図を見ていただけますでしょうか。小委員会資料、10月3日の小委員会資料の5ページ、中間見直し案のイメージというものの図が出ていると思うんですけども、これは、8月30日の全体の審議会のときにも示されたものだと思いますけれども、これが、今までは2番目が取扱業だったものが、取扱業を3番目におろして致死処分の減少のほうを上にするという構造に変えるというお話でした。適正飼養を一番上に持ってくるなら、その流れで致死処분을減らすという流

れを挙げてくるのは、筋は通っているとは思いますが、先ほどの町屋先生がおっしゃっていたとおり、譲渡困難な犬や猫まで譲渡するのではなくて、やはり毅然と殺処分すべき時もあると私は考えていますので、そういう中では、もう既に東京都では殺処分数がうんと減っている中で、この致死処分減少というのを二本目の柱に持ってくるのがいいのかが悩ましいなというのが、来る途中から気がかりだったところでもあります。

また、8月30日に、私、自分で発言した議事録を確認していたんですけども、もう既に東京都が相当やっていることと、それから、むしろ東京都じゃなきゃできない専門性を発揮すべきところを整理すべきと思います。感染症対策などの獣医学としての専門知識が必要なものと、それから、公権力の行使者として動物取扱業者に規制行政をかけていくところ、これが東京都じゃなきゃできないところなので、既にやっているものは少しウェイトを減らし、むしろ今後東京都が真剣にやらなきゃいけないものの重点を増やすべきではないかという発言をさせていただきました。

そうやって、そのときのことを思い返すと、実は今回いただいた資料って、そんなにボリュームというか内容は増えていなくて、ペタペタと個別事業が、この柱にくっついていく状況なんですけれども、せっかく推進計画を来年度見直して、しかもそれが5年後まで続くとなると、大きく世論や状況が変化している中で、やっぱり東京都が先取りした計画をつくっていただきたいと思いますと思うんですね。

そうなったときに、ここからが本論なんですけれども、今日の第3を見たときに、誰がやる事業なのかの整理ができていない。体制整備の構造をちゃんと整理することが大事ではないかと。都がやるというものと、都が市町村にやってくださいと呼びかけていきますとか、民間団体の協力をやっていきますという語尾だと、主語が全部東京都なんですけど、実際に現場作業をやるのは市町村だったり民間団体だったりしますので、その場合には、「都がやる」と大々的に書くよりもやってもらうだけになってくると思うんですね。だから、やっぱり都がやるというものをきちんと示していくべきだと思います。

その中で、じゃあ、やってもらうのに関して、つまり一般市区町村にやってもらう、やってもらいたいと思うようなものは、しっかり書き分けていったほうがいいんじゃないかと思うんです。8月30日のときには、全然私も知識がなかったんですけど、それからたった2、3カ月なんですけど、杉並区保健所さんと、それから武蔵野市のボランティアさんと、それから静岡県なんですけど、焼津市さんとお仕事をさせていただく中で、獣医師がいない一般市区町村の苦労というか課題とともに、彼らの実力も実感しているんです。獣医師がいなくても動物が好きな一般事務職がここまで努力して工夫をしているのかということに結構感銘を受けまして、そうすると、獣医師のいない一般区市町村でも苦情対応ができるかもしれない。苦情対応といっても鳴き声がうるさいとか程度の苦情ですね。それから、普及啓発とか愛護のイベントとか、所有者不明猫問題とか、多頭飼育のクレーム受け入れとか、あと災害時の避難所対応に関して、もちろんピンキリ

なんですけれども、できるところは本当に一生懸命頑張っているなって思いました。多分これから先、都道府県、政令市、中核市の、動愛法が直接ターゲットにしている自治体だけでは、もう、動物愛護管理行政を担い切れないだろうと思うのです。人間の子供よりもペット飼っている世帯のほうが多いことを思えば、一般市区町村に、本格的に動物愛護管理行政に参入してきてもらう、そういう制度改正が必要になってくるだろうと思っているんです。

これはもう、環境省の会議でも、今後非常に強く発言していこうと、私、思っているんですが、となりますと、適正飼養のこととか、譲渡になりますと東京都の仕事になってくるんですけど、いずれにせよ、普及啓発とか生活衛生とかそういったものは、市区町村に今後少しおろしていくというか、そういう構造を意識するべきだと思います。ならば、やっぱり東京都がやらなきゃいけない業務、残ってくる業務は、私は、専門知識を、町屋先生がおっしゃるような獣医学や公衆衛生学の専門知識を用いた施策と、それから、公権力をもって上から若干押さえつけるような規制行政だと思います。これは、一般の市区町村ですと、地域の中で対等にやっていますので、規制をやろうと思ってもなかなかできないんですよ。

だから、住民とか民間団体と対等にやっていこうというようなものは市区町村にも任せられるけれども、上から公権力を行使しなきゃいけないのと、公衆衛生獣医師がいるからこそやらなきゃいけない業務というのは、私は、東京都の計画で、むしろ東京都がこういう役割に、そのかわりそれを一生懸命やりますという方向性を出していくべきだと思うんです。今現在、住民から殺処分かわいそうとか言われている感情的なものに、ただ、世論に押し乗っかるんじゃなくて、やっぱ東京都だからこそ全国の自治体を引っ張って行ってほしいんです。

そう思うと、やっぱり動物取扱業の規制、これに関して、どうしても先送りになりがちだったり、十分な規制ができていない部分を、しっかり東京都としてやっていく。それから動物由来感染症の危険性についてもきちんと言っていく。だからこそセンターできちんとしたシェルターメディスンも必要だと思うんですよ。

なので、やって褒められるし、もう既にできているような事業、そして市区町村や民間団体にやってもらうようなものというのは、少し整理して、選び出して、東京都じゃなきゃできない専門性と公権力の行使という部分をしっかりアピールして、これが東京都の姿勢ですと。ちまたでやるようなことは市区町村さん頑張ってください。そのかわり東京都は、問題のある動物取扱業が出たときには迅速に対処しますと。何度でも現場に指導に行きます。そういうメッセージを出してほしいと思っています。

以上、長くなりましたが、非常に複雑な全体構造に関する話なので、5年に1度しか変えない時期の構造を、ぜひ議論して整理していただきたいと思いました。

以上です。

○林委員長 ありがとうございます。

事務局から何かありますか。

○田島動物愛護管理専門課長 即お答えできない部分もございますけれども、貴重な御意見、確かに項番の順序も、過去の小委員会等ではイメージとしては御説明したところではございますけれども、説明不足の面もございました。区市町村との書き分け等も、御意見として承りながら、どのような形で反映することができるか、検討してまいりたいと思います。ありがとうございました。

○打越委員 おっしゃるとおり、あと1年で書き分けるとなれば、市区町村の合意までとれないと思います。熱心にやっているところは、もううちに任せてくださいというでしょうが、不熱心なところは、そんなものを振りおろしてくれるなどと言われると思うので、合意形成はできないとは思うんですね。

ただ、東京都の方針として市区町村にも将来任せられるものや、今の時点で感情的に世論や都議会議員が飛びつきそうなものを重視するんじゃないかと、やっぱり公衆衛生獣医師としての専門性と公権力の所持者としての業務に、そのかわりそれを一生懸命やるというようなメッセージが感じられるような計画書にしていきたい。多分、それが、ほかの自治体では、まだできない、東京都にしかできないことじゃないかと思います。

そういう意味です。

○林委員長 そうですね。確かに、市町村との合意というのは結構時間かかるかもしれない。ただ、日本は、いいなと思うのは、市町村によって、そんな、大きく差があるという感じではないと。

ちょうど10日前か、11月23日の勤労感謝の日の夕方6時からBS1で、実はBBCの記者がロサンゼルスで取材した、タイトルは犬の非情都市——非情というのは情がない、非情都市ロサンゼルスという、そういうタイトルなんですけど、見ていて、本当にすごいと思いました。あそこでは、もう殺さざるを得ないと。殺処分せざるを得ない。なぜならば、これもよく、欧米では飼い主が犬を捨てることは余りないと。むしろ殺処分をすることはあってもということ、そんなことは全然ありません。ロスのある一地域なんです。ロスのある一地域で、本当は、そこに入れない、暗い、危険なところにBBCの記者が、ドライバーで、そこでドッグマンといわれていて、犬を、本当に更正させるのにボランティアでやっているその男と一緒にいって、見られた方いますか。これは、実際に撮影したのは、2014年ですから4年前ですよ。4年前の状況ですけど。そこで二つ、僕は、ちょっとお聞きしたいと思ったのは、まず一つは、ああいう取材を、イギリスのBBCがロス当局に申し込んだら、ロス当局は、それを、取材を許可しているんですよ。日本の行政は許可しないんじゃないかなと思う。すさまじい映像を撮っているわけですから。そこはあつぱれ、ある意味でアメリカの開かれたある種のよさがあると思う。

もう一つ、これがわかったんですけど、そのシェルターのボスは女性なんですけど、さっきのお話があるように、愛護だけじゃなくて、入ってきた犬たちをすぐさまきちん

と管理することによって、彼らがシェルターの中で幸せに過ごせる一つの、ちゃんと彼女が、あのシェルター全体のボスなんですけどね、それになるようにちゃんとやるんですが、問題は、そこで働いている、シェルターで働いている人たちのほとんどが、その彼女が言っていたんですけれど、抗うつ剤を手放せないと云うんです。そりゃ、毎日のように20頭から30頭ずつ殺さない、殺処分しないと、どんどん来ますから。ロスその地域では、やはり、日本でも今後心配なんですけれども、貧困であるがゆえに殺処分すら獣医師に頼めなくて、捨てるんですよ。だから、捨てるのがどんどん入ってきます。アメリカで犬を捨てないなんてとんでもないことで、地域によってはものすごい捨てています。

だから、そういう中で一番あれなのは、かつてものすごく東京都でも殺処分をせざるを得なかった時期がありますよね。あのときに、やっぱり職員の方たちの健康状態がどうだったのかと。本当は専門職でずっと携わってもらいたいんですけども、そういう厳しい状況の中だと、それは、途中でおかしくなっちゃうから回さざるを得ないんじゃないかという、人事的に。ということだってあり得るんですけど、今、幸い東京都に限らず多くのところで殺処分数減っていますから、圧倒的に減っていますから、5年、10年、これが逆に増えるという可能性は余りないのではないかと。ということを考えたら、今こそいろんな専門性を生かした行政を取り組んでいただくいいチャンスなのかなと思います。いずれにしても、すさまじい状況がロサンゼルスの一部の地域にあるということだけはわかりました。

何が言いたいかということなんですけど、打越委員がおっしゃるように、5年後、できたら10年後ぐらいまで考えて、東京都として、全国まで、やっぱりこれまでもハルスプランをつくられたときから、全国の指導的な立場に東京都はありますので、今後ともやっぱりそれを進める上で、これからもっともっと多くのボランティアになる一般の方、それから市町村と、いろんな方たちの協働で進めていくことになると思うんですけど、どういうふうにしかりとした枠組みをつくれるのかというのは、確かに重要です。中間報告でそれがまた出てくるかどうか、ちょっとまだ難しいところはありますが、いずれにしろ、方向としては、そういう方向で考えていただいたらと思うんです。

どうぞ。

○打越委員 先ほど、譲渡困難な犬などに関しては毅然と殺処分すべき時もあると明言しました。これは、外に出てインターネットで叩かれようが、発言していることですので言います。もちろん、行政の予算が湯水のようにあって、それを、住民から取った税金をそれにどんどん使っているというような世論があるならば飼い続ければよいと思うんです。

だけど、行政の施策というのは、例えば、別に動物に限らず、待機児童の問題であつたって、交通事故の問題であつたって、本当にゼロにするとか100%にするという最後のところを詰めていくためには、それまでつぎ込んできた予算の多分数倍を使わない

とゼロにならない、コストの割に得られるメリットというのが非常に低減してくるんだと思うんですね。

だから、最後の最後のところまで含めて完璧を目指すということこそは、行政は、逆に言うとやっちゃいけない。で、それは寄附金でやりたいと、ノーキルだって思っている団体があるならば、自分たちで寄附金を集めてやればいいのであって、行政というのは与えられた公的な予算の中で、もちろんそれが動物のためになるために今後とも予算は拡充していただきたいと思いますけれども、現状の予算の枠内で考えるならば、徹底的にゼロ、あるいは100%を目指すような政策を行政がやるのは、またそれを政治家が主張するのはむしろ愚かしいことなのだとすることを肝に据えて、判断していくべきではないかと思っているという意味です。

だから、何でもかんでも殺処分しろという意味ではありませんので、その点は御理解ください。

- 平井委員 また、ちょっと内容のほうに入ってしまうんですけども、二つございまして、確かに打越先生おっしゃるように、これは私も同じ意見なんですけれども、行政がやるべきことがどこまでなのかということはきちんと考えておく必要はあると思います。ただ、行政がやるべきこととして、動物の愛護だとか福祉というのを考えるときに、例えば、先ほど話題に出た教育一つにとっても、これ、単に動物に優しくしましょう、かわいがりましょうという子供に対する教育だけじゃなく、それをすることによって命の尊さを学んだりという人格形成だとか情操教育になるという点では、将来的には都民のため、人のための取組であるというところは、忘れてはいけないのかなと思います。

もう1点は、先ほどの10ページに戻るんですけども、譲渡が難しい動物の譲渡と書かれているところにひっかかってしまうんですが、恐らく、これ、離乳前の子猫ということをおっしゃっているのかなと思います。こういう言葉にしてしまったときに、非常に定義が曖昧で、譲渡が難しい動物って一体何なのよと、読んだだけでは受け取ってしまう。その譲渡が難しい動物というのは、裏を返せば譲渡適性があるかどうかということになると思うんですが、これが、先ほど私がちょっと意見を述べさせていただいた(3)の専門能力の向上というところにも関連してきまして、専門能力、その譲渡適性を判断するときに、その人が持っている能力の高さ・低さのレベルによって、譲渡適性のレベルが日々変わってしまったり、年によって変わってしまうというのも、何かおかしいことなのかなと思いました。

ですので、専門能力の向上を図るとともに、じゃあ、それが譲渡難しい動物ということジャッジする、あるいはこの子だったらリハビリ可能だとかリフォーム可能だということ判断する能力ということに関しても、一定のこの共通認識というものが必要で、それを含めた将来的な計画としていかないと、何か、漠然と読むといいことなだけで、じゃあ具体的にどうなのかなというところが、残ってしまう文面もあるかなと感じました。

○林委員長 はい。どうぞ。

○友森委員 先ほどから出ている、譲渡が困難な動物の譲渡についてなんですけれども、センターで長くいる子たちを見ていると、大体老犬ですよ。老犬はやはり、どんなにいい子でもなかなかもらわれない。そういう子たちが1年以上滞在しているんですけれども、そういう動物を譲渡促進することは、なかなか現実的ではないと思うので、何とか元を絶ってほしいというのがみんなの思いだと思います。

そうなってくると、何がいけないか、1点、動物取扱業でやはり高齢者に販売をしまっている、そこを絶たない限り、どうしても、お年寄りが寂しいからといって買ってきて飼えなくなった。お子さんの世帯ではペット不可なので飼えないという悪循環が発生しているので、動物販売時に台帳があると思うんですけれども、質問で、販売対象者、取引先の年齢などが確認できるかというのと、あとお願いなんですけれども、高齢者への販売を自粛するように指導してくれないかというのが希望です。

○打越委員 高齢者が飼って、体調が悪くなって飼い切れなくなるという問題というのは、きっと東京都では、これから先増えてくるだろうなと思うんですけれども、自治体名は言わないんですけど、あるセンターでは、連帯保証人というか、飼えなくなったときはこの方が責任を持ちますというのを、押印つきできちんと出させるという仕組みをとっているんですね。高齢者だけじゃなくて、例えば若いファミリーであったって、いつどこで交通事故になるか、お父さんが、お母さんがリストラされるかわからない御時世では、飼養をしきれなくなるということは年齢以外にも幾らでもありますし。それと、東京都って結構皆さん年齢制限厳しいなと思うんですけど、長野県は本当に、70歳過ぎても皆さん元気で、適正飼養する70歳以上もかなりおられることに、私は驚いています。田舎なのに、ちゃんと猫は不妊去勢手術しなきゃねと、おじいちゃん、おばあちゃんが言っているんですよ。大したものだと思うんですけれども。

なので、単に年齢制限というよりも、やはり飼い切れなくなった場合の、必ず保証する人をハンコつけて持ってこいというやり方もあると思います。それは、センターから譲渡するときも同じじゃないかと思いますので、何となく、今の友森さんの意見は半分賛同するんですけど、高齢者はだめと言っちゃうと、これから先、圧倒的に人口高齢者多くなって犬猫の行き場なくなっちゃいますので、そこの抜け道もつくっておいたほうがいいのかなと思いました。

○林委員長 ほかにありますか。

はい、どうぞ。

○町屋委員 9ページの一番最初のところなんですけれども、適正飼養、終生飼養にかかわるといところの一番最初の丸のところ、動物取扱業者を通じた飼い主への普及啓発等とあるんですけれども、これって、恐らく、いろいろ研修を積んで、東京都が作成したガイドラインに沿った指導啓発ができる人という解釈でいいんですかね。

というのも、結構適当なことを言う人、業者さんが多くて、私が動物病院で臨床の獣

医をやっていたときに、3回のワクチンを打つまでは人はさわっちゃだめだからケージの中にずっと入れておいてとか、あとは、犬の飼い主はボスにならなきゃいけないとか、間違った古い認識をそのまま与えてしまっているような現状とかもあって、それで問題行動とか全然なつかないというような御相談とかも受けたことがありますので、ここっで、やっぱりきちんと枕詞って必要なのではないかなと思っております。

あと、同じページの(4)の動物の遺棄・虐待防止に関する対策のところ、急に海外の動物虐待防止機関における知見等を参考としたと出てくるんですけども、これはこれでいいんですけども、海外だけではなくて、国内でもやはりそういった、ちゃんと専門機関でこういった知見とかも出していたりしますので、できれば国内外の専門機関における知見としたほうが、もっと広く知識というのは取り込めるのではないかなと思っております。

以上です。

○林委員長 ほかにいかがですか。

はい、どうぞ。

○友森委員 前半の部分で出ていた学校のことなんですけれども、動物教室で訪問していた小学校で、動物いますかとお聞きして、ウサギ小屋を見せてもらったら、掃除が行き届かないひどい環境で、ウサギが、もう多分、1回も爪を切ったことがないぐらいに、伸びて、普通に立てない状態で飼われていたんですね。子供たちに「うさちゃんの世話している？」と聞いたら、「臭いからやだ。」って言っていたんです。なので、以前も小委員会のときに小学校の先生からの意見を出しましたけれども、ぜひ学校飼育動物の適正な管理についても、子供たちの教育とあわせて行っていただければと思います。

○林委員長 そうですね。何が虐待に当たるのかということは、やっぱり子供たちも知っておく必要がとともあるんじゃないかと。

先ほど紹介した「犬の非情都市ロサンゼルス」という、BBCがつくった番組の中で、一つ感心したのは、そこのシェルターの女性のボスは、決してある一定のところ、2頭しか入れないとか1頭しか入れないと、もう、判断をしているところに、どんどんやって来たら、押し込むのかといえば、そうじゃなくて、今いる中で、これはもう、どうしても譲渡できないと判断、彼女は判断しているんですけど、それを一日に20頭から30頭ずつ殺処分しているんですね。

だから、殺処分について、私からの感覚からいったらやっぱり殺処分はあんまりしてもらいたくないんですけども、それよりもやっぱりそういう狭いところに閉じ込めることの虐待的行為に対する嫌悪は非常に強いということは、日本とはやっぱりちょっと違うところかなという、それは、何を大切にするかというのは少し国民性がありますので、殺処分よりも虐待状態に置くということが避けたいと思う国があることは事実ですね。

だから、日本はそういう意味ではいろんなところで、狭い国ということもありますけど、少し基準が、ここでは家畜の話はしませんけど、家畜から始まって動物を狭いとこ

ろに閉じ込めるということについて、ものすごい鈍感な国民かもしれないなと思っています。ここではやっぱり、家庭動物のことについては、子供たちに教育的に知ってもらいたいという思いは、お話ですが、それはそのとおりだと思います。

ほかに何かありますか。

今いろんな話が出てきましたけど。大体出尽くしましたかね。

次にお集まりいただくのは12月の下旬。それまでには、そこには、小委員会のこれをまとめていただいて出していただく。後からちょっと今後のことはお聞きしたいと思うんですけども、また言い残されたことはありますか。よろしいですか。

事務局のほうから何かありますか。

○田島動物愛護管理専門課長 今の委員の方々から幾つか出た御提言、御意見の部分でございませけれども、高齢者のペット飼育の部分につきましては、資料の9ページのところに、(1)の一番最後に載せてございますが、パンフレットをつくっておりますので、この中に今お話あったような部分、飼い切れなくなった場合にどうすればいいのかというのをあらかじめ考えて飼ってくださという内容のことも啓発しておりますので、こちらのパンフレット等を活用して周知徹底を図るところと、あと、学校飼育動物につきましては、これまでの取組ということで、6ページの(7)になりますけれども、普及啓発活動への支援ということで、最後の白丸に書いてございますとおり、センター職員を講師として派遣しておりますので、この中でもやはり適正に飼養していただくようにお話をするという形で、底上げといえますか、適正飼養に向けた取組を進めてまいりたいと存じます。

さらに、打越委員等から非常に重い、かつ重要な御意見いただいたところではございますけれども、御案内のとおり、国のほうも動愛法の改正がおくれていると、部会が休会になったりという部分もございませるので、今後、動愛法の改正ですとか基本指針が出た段階で、また改めて、頂戴した御意見、御提言について、再度精査をしてまいりたいと考えております。

今後の御予定なんですけど、よろしいですか。事務局といたしましては、本日皆様方からいただいた御意見を取りまとめまして、中間報告の段階で反映できる部分については反映したいと考えております。それに当たりまして、事前に委員長の下承を得た上で、次回、先ほど日程ございましたが、今月下旬に開催を予定している審議会中間報告案を提出をさせていただいて御審議いただければと考えております。

○林委員長 事務局のほうから今後の進め方について提案がありましたけど、いかがですか。そういうことでよろしいですか。

はい、どうぞ。

○平井委員 ごめんなさい。さかのぼって1件確認なんですけども、2ページ目の動物取扱業に関する状況のところ、施設数が4,715件、施設ということで御報告があり、(3)のほうで苦情件数が合計で4,378件と先ほど御報告があったかと思うんです

が、これ、4, 715分の4, 378ではないですよ。恐らく、同じところに何件もみたいなことがあるわけですよ。何か、そのあたりをちょっとわかりにくいなと思いました。4, 700件中ほとんどが立ち入らなきゃいけないというか、苦情を受けるようなところなのかと、ちょっと数字だけ見ると見えてしまっていて、そのあたり、ちょっと書き方を工夫されてもいいのかなと思いました。補足です。すみません。

○林委員長 これは、監視件数は4, 378件ですけど、監視した施設数もすぐわかるわけですか。そうすると、監視施設数がここに併記してあれば問題ないですよ。

○平井委員 ああ、そうですね。なんか、これだとほとんど……

○林委員長 だから、監視された施設がどのくらいあるのかというのは、本当は知りたいですね。この、4, 700の施設のうちの。つまり、複数回監視しているんでしょ、恐らく。

○金谷動物愛護相談センター所長 全く、特に問題がなくて監視の対象とならない施設も当然あるわけで、取扱い状況が良好だという施設ですね。そういうのを除いて、例えば複数監視に入ったものは1施設とカウントして、何らか問題があったのがどれくらいなのかというのをわかって集計した上で、そのうちの4というお話だと思いますが、システムからどのような形で抽出できるか、ちょっと確認した上でないとわかりませんので、本日はまだ御意見として承って、今後の、検討させていただければと思います。

○平井委員 今後、パブリックに出たときにちょっと誤解が生じてはいけないなとちょっと思っただけです。

○林委員長 それ、ちょっと調べてください。あとは、先ほどの事務局からの御提案でよろしいですか。

(異議なし)

○林委員長 じゃあ、よろしいでしたらそのとおりに進めていただければと思います。

あと、ほかに何か、委員の皆様、それから事務局から追加でありますか、何か。ここでおっしゃっていただくようなことがあれば。よろしいですか。

よろしければ、進行を事務局にお返しします。

○田島動物愛護管理専門課長 皆様、長時間にわたりまして、熱心な御審議誠にありがとうございました。先ほども御説明したとおり、審議会における、中間報告を取りまとめた後の予定ですけれども、現在法改正等々も行われていない状況でございますので、動愛法の改正ですとか基本指針の改正がなされた後、この改正内容を踏まえまして答申にまとめるという形になります。

したがって、小委員会も法や基本指針の改正後、検討を再度進めていくという形になりますので、しばらく休会となります。

それでは、これをもちまして本日の小委員会を閉会といたします。委員の皆様、誠にありがとうございました。

(午前11時36分 閉会)